

小樽市立病院院内売店及び食堂等運営事業者
公募型プロポーザル実施要領

当院の院内売店、食堂(一般・職員)等の運営を希望する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するので、参加希望者の募集を行います。

小樽市病院事業管理者 並木 昭義



1 募集事業

募集は、下記それぞれの運営について行うこととし、複数の事業への参加も可とする。

- (1) 売店(コンビニエンスストア型)及び自動販売機管理 店舗面積約52㎡
- (2) 食堂(一般用・職員用)及び自動販売機管理 店舗・厨房面積約186㎡
- (3) 理容室 店舗面積約15㎡

* 病院建物内の位置及び詳細については、各事業説明書等の資料を参考にすること。

* 自販機の種別については、本プロポーザルにおいて選定された者と病院局で別途協議する。

(小樽市立病院の施設概要)

- (1) 名称 小樽市立病院
- (2) 所在地 小樽市若松1丁目1番1号
- (3) 病床数 388床
・一般 302床
・精神 80床
・結核 4床
・感染 2床
- (4) 患者数(平成30年度実績)
 - ・ 外来患者数 1日あたり 894人
 - ・ 入院患者数 1日あたり 322人
- (5) 職員数 907人(令和元年11月1日現在、嘱託・臨時・委託職員も含める)
- (6) 外来診療日 土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日
- (7) 外来受付開始時間 8:00
- (8) 病棟面会時間 13:00~20:00

2 応募資格

応募者は次の事項に定める要件をすべて満たす法人又は個人とする。(フランチャイズ契約等により応募者以外の者が店舗を運営する場合は両方の者がすべての要件を満たすこと)

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- (3) 小樽市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や反社会的または公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。
- (5) 営業に関し法律上必要とされる資格・免許を有するものであること。
- (6) 平成28年4月以降で、売店については、病床数300床以上での病院のコンビニエンスストア型店舗の運営実績を有する者又は、その実績を有する本部とフランチャイズ契約を締結する者であること。食堂については病床数300床以上の病院において1年以上運営した実績がある者であること。
また、理容室の運営者は、公募開始時点において小樽市内に本店のある事業者又は小樽市内に在住の個人で、公立病院での運営実績が連続して3年以上ある者であること。
なお、それぞれその事業所で過去1年間に関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。

3 スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和元年11月29日(金) |
| (2) 参加申込書の提出期限 | 令和元年12月11日(水) |
| (3) 資格審査結果の通知 | 令和元年12月13日(金) |
| (4) 提案書に関する質問書の提出期限 | 令和元年12月13日(金) |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和元年12月20日(金) |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和元年12月24日(火) |
| (7) 選定結果の通知、公表 | 令和2年1月6日(月)～1月10日(金) |

4 参加資格に関する質問及び回答

質問は質問書(様式3号)の提出により行うこと。

- (1) 提出期限 令和元年12月5日(木)
- (2) 提出場所 小樽市病院局事務部事務課施設グループ (詳細は「16病院局担当」を参照)
- (3) 提出方法 質問書を電子メール又はFAXで提出すること。なお、必ず電話で提出の確認をすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和元年12月10日(火)までの間に、随時、電子メール等にて行う。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和元年12月11日(水)17時まで
- (2) 提出場所 小樽市若松1丁目1番1号 小樽市病院局事務部事務課施設グループ
(詳細は「16病院局担当」を参照)

(3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1号)
- ② 会社概要(様式2号)*営業許可関係
- ③ 運営実績(様式2号)*病院での実績
- ④ 誓約書(様式5号)
- ⑤ 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)*会社所在地及び居住地

(4) 提出方法 必ず持参すること。受付は、土・日曜、祝日を除き、各日9時から17時までとする。

6 審査結果の通知

資格審査の結果、参加資格があると認められた者には、令和元年12月13日(金)までに原則として電子メールで通知する。

7 提案書提出に関する質問及び回答

質問は質問書(様式3号)の提出により行うこと。

- (1) 提出期限 令和元年12月13日(金)
- (2) 提出場所 小樽市病院局事務部事務課施設グループ (詳細は「16病院局担当」を参照)
- (3) 提出方法 質問書を電子メール又はFAXで提出すること。なお、必ず電話で提出の確認をすること。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和元年12月18日(水)までの間に、随時、電子メール等にて行う。

8 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和元年12月20日(金)17時まで
- (2) 提出場所 小樽市若松1丁目1番1号 小樽市病院局事務部事務課施設グループ
(詳細は「16病院局担当」を参照)
- (3) 提出書類 提案書(様式4号)
- (4) 記載方法
 - ① 提出書類はA4縦型(A3横型を折り込むことも可)、横書き、左綴じとし、「提案内容及び評価項目」で指定する枚数以内で作成すること。
 - ② 様式第4号の提案書は「提案内容及び評価項目」を基に作成すること。また、店舗レイアウト等の資料は提案書の最後に添付すること。
 - ③ 文字を補完するためのイラスト等を使用することは認める。

9 提出部数 11部

10 提出方法 必ず持参すること。受付は、土・日曜、祝日を除き、各日9時から17時までとする。

11 プレゼンテーションの実施

提案者に対して、提案内容に関する質疑及び補足説明を求めため、プレゼンテーションを実施する。
なお、提案者が1社の時は実施しない場合がある。

- (1) 実施日時 令和元年12月24日(火) 時間については別途通知する。
- (2) 実施場所 小樽市立病院内
 - * プレゼンテーションの概要
 - ・プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
 - ・プレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
 - ・プレゼンテーションに出席できる人数は、3人以内とする。

12事業者の選定

(1)選定方法

提出書類の内容等を踏まえて、下記の評価項目に基づき選定委員会が審査の上、最優秀提案者及び次点者を選定する。

(2)提案内容及び評価項目

別紙「提案内容及び評価項目」参照すること。

(3)選定結果の通知、公表

選定結果は、令和2年1月6日(月)～1月10日(金)までに提案者全員に書面により通知する。なお、選定結果及び選定の経過についての問い合わせ、異議申し立てに対しては応じない。

また、選定結果及び選定された提案内容は公表する場合がある。

(4)選定後の手続

最も優れた提案を行った者と使用許可の手続を行う。

(詳細は「13選定後の手続」による)

(5)次点者の取扱い

最も優れた提案を行った者との間で使用許可の条件等が合意に至らなかった場合には、次点者と使用許可の手続を行う。

13選定後の手続

(1)許可方法及び許可期間等

①許可方法 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可とする。
(行政財産の目的外使用許可は、借地権、営業権等の私法上の権利を認めるものではない)

②許可開始時期(予定) 令和2年4月1日

③許可期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。(5年間)

(2)使用料

①行政財産使用料 小樽市病院局行政財産の目的外使用許可等に関する規程に基づき使用料を徴収する。
(想定概算額)

- ・売店 1,250,000円/年
- ・食堂 1,250,000円/年 (厨房面積を対象とする)
- ・理容室 370,000円/年

・自動販売機 1台につき18,000円/年

②加算額 事業者(売店)の提案した額とする。

※食堂、理容室については加算額の提案は不要。

③光熱水費 使用実費額とする。

(3)許可の条件

小樽市病院局行政財産の目的外使用許可等に関する規程に基づいて行う。

14失格事項

本提案に当たり、次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 許可の開始までに参加資格要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出期限内に提案書の提出がされなかった者。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった者。
- (5) プレゼンテーションを実施する場合、事前の連絡がなく遅刻又は欠席した者。

15 その他

- (1) 公告の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会委員及び担当の関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (2) 提案書の提出など参加に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出する様式等は小樽市ホームページからダウンロードすること。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。
- (6) 審査に必要な場合は、提出された書類以外の書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出された書類等は、小樽市情報公開条例に基づき開示することがある。
- (8) 参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)の提出をすること。

16 病院局担当

〒047-8550

小樽市若松1丁目1番1号

小樽市病院局事務部事務課施設グループ 吉田、滝田

電話 0134-25-1211(内線2041)

FAX 0134-32-6424

メールアドレス takita-jn@city.otaru.lg.jp

提案内容及び評価項目

1 提案書作成上の注意

- ① 明確かつ具体的に記述すること
- ② 提案各項目により、様式、枚数等を指定している場合には、それに従って作成すること
- ③ 提出書類は、A4縦型とするがA3横型を折り込んで提出も可

2 提案書の作成項目

下表の項目に従って提案書を作成すること。また、項目のタイトルを必ず記載すること。

① 売店

項目	記載内容	配点
【1】本事業を行うに当た る基本的な考え方・ コンセプト等 * A4 1枚以内	本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト、店舗運営の方法や考え方について、地元事業者等との連携を含めて記載すること	20
【2】提供する商品等 * A4 2枚以内	提供する商品と価格設定について記載すること	15
【3】提供するサービス等 * A4 2枚以内	提供するサービスの内容について記載すること	20
【4】利用者への配慮、ニ ーズへの対応 * A4 1枚以内	利用者への配慮として取り組むことを記載すること 利用者のニーズの把握や苦情等への対応方法を記載すること	5
【5】環境対策 * A4 1枚以内	省エネの取り組み、店舗からのごみ排出削減の取り組みを記載すること	5
【6】営業日、営業時間 * A4 1枚以内	予定している営業日、営業時間を記載すること	10
【7】患者、職員へのサー ビスなど * A4 2枚以内	・患者へのサービスについて内容を記載すること ・職員へのサービスについて内容を記載すること	10
【8】その他のアピールポ イント等 * A4 2枚以内	上記のほか、利用者サービスの向上を図るため、予定しているサービスなどの提案があれば自由に記載すること	10
【9】使用料の加算額 * A4 1枚以内	使用料に加算する月額を記載すること	5

② 食堂(一般用、職員用)

項目	記載内容	配点
【1】本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト等 * A4 1枚以内	本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト、店舗運営の方法や考え方について、地元事業者等との連携を含めて記載すること	20
【2】提供するメニュー等(一般用、職員用) * A4 2枚以内	提供するメニューと価格設定について一般用、職員用ごとに記載すること	30
【3】食材の地元調達 * A4 1枚以内	使用する食材の調達について、予定している地元からの食材調達割合を記載すること	10
【4】利用者への配慮、ニーズへの対応 * A4 1枚以内	利用者への配慮やニーズの把握及び苦情等への対応方法を記載すること	15
【5】衛生管理等、環境対策 * A4 2枚以内	衛生管理の方針及び省エネの取り組み、廃棄物処理等の方法などについて記載すること	15
【6】その他のアピールポイント等 * A4 2枚以内	上記のほか、利用者サービスの向上を図るため、予定しているサービスなどの提案があれば自由に記載すること	10

③ 理容室

項目	記載内容	
<p>【1】本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト等 * A4 1枚以内</p>	<p>本事業を行うに当たっての基本的な考え方・コンセプト、店舗運営の方法や考え方について記載すること</p>	<p>20</p>
<p>【2】経験、資格 * A4 2枚以内</p>	<p>病院内理容室の実績経験、関連する資格について記載すること</p>	<p>20</p>
<p>【3】衛生管理等 * A4 1枚以内</p>	<p>衛生管理、感染防止等の対策などについて記載すること</p>	<p>20</p>
<p>【4】利用者への配慮、ニーズへの対応 * A4 1枚以内</p>	<p>利用者への配慮及びニーズの把握や苦情等への対応方法を記載すること</p>	<p>20</p>
<p>【5】環境対策 * A4 1枚以内</p>	<p>省エネの取り組み、店舗からのごみ排出削減の取り組みを記載すること</p>	<p>10</p>
<p>【6】その他のアピールポイント等 * A4 2枚以内</p>	<p>上記のほか、利用者サービスの向上を図るため、予定しているサービスなどの提案があれば自由に記載すること</p>	<p>10</p>

小樽市立病院院内売店営業内容説明書

1 概要

- ① 営業場所 2階(別図のとおり)
- ② 営業開始日 令和2年4月1日
- ③ 使用許可面積 約52㎡
自動販売機 1階(3台)、2階(2台)、3階～5階(各1台)、6階(2台)
- ④ 営業日等 年中無休 営業時間 7時～21時を基本とする。

2 販売条件等

- ① 販売品目については、病院で使用されると思われる衛生・介護・医療用品や緊急入院等に対応できる商品のほか、一般的なコンビニエンスストアの取扱品目とする。
また、病院の療養等にふさわしくない商品(たばこ、ノンアルコール飲料を含むアルコール類、風俗雑誌 等)及び店内での調理やにおいの発生する商品は販売禁止とする。
- ② 販売価格は、一般的なコンビニエンスストアの価格を上回らないこと。
- ③ 地元商店と連携するなど、地場商品の販売を検討すること。

3 営業条件等

- ① 法令で定める諸官庁への申請・届出は、すべて事業者の負担とする。
- ② 事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に行わせることはできない。ただし、フランチャイズ本部が自ずからのフランチャイジーに行わせることはこの限りではない。
- ③ 事業者は、売店における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題についてはすべて事業者の負担と責任において対処すること。
- ④ 事業者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。
- ⑤ 看板等の色彩及び配置などは当院と協議し、当院内の各施設と一体性を保つこと。
- ⑥ 用意する備品等は、各概要図のとおりであり、これら以外の事業者の都合による内装・設備の工事費や備品・什器の設置費は事業者の負担とすること。
- ⑦ 営業上の必要から店舗内を修繕・模様替え、その他原型を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって当院の許可を受けなければならない。また、それらに要する費用はすべて自己で負担すること。なお、使用許可期間が終了し原型に回復する場合も自己負担とする。
- ⑧ 従業員はユニホーム、名札を着用するものとする。
- ⑨ 使用者の責に帰する理由により、病院財産の全部又は一部を荒廃させ、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、原型に回復すること。
- ⑩ 事業者は、当院から報告の求めがあった場合は、毎月の収支及び年間の決算を報告すること。
- ⑪ 事業者は店内に担当責任者を置き、常に現場スタッフを指導し、売り場の点検・衛生管理を行い、利用者からの要望、苦情等に素早く対処すること。また、その者が病院側との対応責任者となること。
- ⑫ 専用のごみ箱を設置し、事業者の責において適切に回収・処分すること。

- ⑬ 弁当類、調理パン類、おにぎり等は、常に食品の鮮度を保つこと。
- ⑭ 電話は病院側で内線電話を設置。事業者がネット回線等を含む外線電話を設置する場合は工事費用、通信機等は事業者の負担とする。
- ⑮ 売店の営業に関して、不測の事態が発生した場合は、病院からの指示に従うこと。

* 店舗に関する仕様については、本プロポーザルで選定された事業者の提案を基に改めて病院側と協議を行い決定することとする。

小樽市立病院院内食堂(一般用、職員用)営業内容説明書

1 概要

- ① 営業場所 7階(別図のとおり)
- ② 営業開始日 令和2年4月1日
- ③ 使用許可面積 約186㎡
自動販売機 7階(5台)
- ④ 営業日等 営業日、営業時間は当院と協議の上決定すること。

2 販売条件等

- ① 一般用、職員用それぞれに応じたメニューを提供すること。
- ② 一般用は、軽食・喫茶メニューを検討すること。
- ③ 価格は、一般的な相場価格を上回らないこと。
- ④ ノンアルコール飲料を含むアルコール類は販売禁止とする。また、全席禁煙とする。
- ⑤ 地元商店と連携するなど、地元からの食材の調達を優先すること。

3 営業条件等

- ① 法令で定める諸官庁への申請・届出は、すべて事業者の負担とする。
- ② 事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に行わせることはできない。ただし、発注者からの承諾を得た場合はこの限りではない。
- ③ 事業者は、食堂における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題についてはすべて事業者の負担と責任において対処すること。
- ④ 事業者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。
- ⑤ 看板等の色彩及び配置などは当院と協議し、当院内の各施設と一体性を保つこと。
- ⑥ 用意する備品等は各概要図のとおりであり、これら以外の事業者の都合による内装・設備の工事費や備品・什器の設置費は事業者の負担とすること。
- ⑦ 営業上の必要から店舗内を修繕・模様替え、その他原型を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって当院の許可を受けなければならない。また、それらに要する費用はすべて自己で負担すること。なお、使用許可期間が終了し原型に回復する場合も自己負担とする。
- ⑧ 使用者の責に帰する理由により、病院財産の全部又は一部を荒廃させ、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、原型に回復すること。
- ⑨ 事業者は、当院から報告の求めがあった場合は、毎月の収支及び年間の決算を報告すること。
- ⑩ 事業者は店内に担当責任者を置き、常に現場スタッフを指導し、食堂内の点検・衛生管理を行い、利用者からの要望、苦情等に素早く対処すること。また、その者が病院側との対応責任者となること。
- ⑪ 専用のごみ箱を設置し、事業者の責において適切に回収・処分すること。
- ⑫ グリストラップその他排水設備は、定期的に清掃すること。
- ⑬ 店内は禁煙とする。

- ⑭ 電話は病院側で内線電話を設置する。事業者がネット回線等を含む外線電話を設置する場合は工事費用、通信機等は事業者の負担とする。
- ⑮ 食堂の営業に関して、不測の事態が発生した場合は、病院からの指示に従うこと。

*店舗に関する仕様については、本プロポーザルで選定された事業者の提案を基に改めて病院側と協議を行い決定することとする。

小樽市立病院院内理容室営業内容説明書

1 概要

- ① 営業場所 7階(別図のとおり)
- ② 営業開始日 令和2年4月1日
- ③ 使用許可面積 約15㎡
- ④ 営業日等 営業日、営業時間は当院と協議の上決定すること。

2 営業条件等

- ① 法令で定める諸官庁への申請・届出は、すべて事業者の負担とする。
- ② 事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に行わせることはできない。ただし、発注者からの承諾を得た場合はこの限りではない。
- ③ 事業者は、店内における衛生管理に十分注意を払うとともに、感染症対策を講じることとし、これらについてはすべて事業者の負担と責任において対処すること。
- ④ 事業者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。
- ⑤ 店内に設置する理容用椅子等の機器については事業者の費用負担とする。また、営業上の必要から店舗内を修繕・模様替え、その他原型を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって当院の許可を受けなければならない。また、それらに要する費用はすべて自己で負担すること。なお、使用許可期間が終了し原型に回復する場合も自己負担とする。
- ⑥ 使用者の責に帰する理由により、病院財産の全部又は一部を荒廃させ、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、原型に回復すること。
- ⑦ 看板等の色彩及び配置などは当院と協議し、当院内の各施設と一体性を保つこと。
- ⑧ 用意する備品等は各概要図のとおりであり、これら以外の事業者の都合による内装・設備の工事費や備品・什器の設置費は事業者の負担とすること。
- ⑨ 従業員はユニホーム、名札を着用するものとする。
- ⑩ 事業者は、当院から報告の求めがあった場合は、毎月の収支及び年間の決算を報告すること。
- ⑪ 事業者は店内に担当責任者を置き、常に現場スタッフを指導し、店内の点検・衛生管理を行い、利用者からの要望、苦情等に素早く対処すること。また、その者が病院側との対応責任者となる。
- ⑫ 専用のごみ箱を設置し、事業者の責において適切に回収・処分すること。
- ⑬ 店内は禁煙とする。
- ⑭ 電話は病院側で内線電話を設置する。事業者が外線電話を設置する場合は工事費用、通信機等は事業者の負担とする。
- ⑮ 理容室の営業に関して、不測の事態が発生した場合は、病院からの指示に従うこと。

*店舗に関する仕様については、本プロポーザルで選定された事業者の提案を基に改めて病院側と協議を行い決定することとする。